

## 確定申告受付日程表

月日(曜日)	地 区	会 場	受付時間
2月10日(月)	茂 草	茂草町内会館	9:30~15:00
2月11日(火)	静 浦	静浦町内会館	
2月12日(水)	赤 神	小島地区基幹集落センター	
2月13日(木)	清 部	清部生活改善センター	
2月14日(金)	原 口	交流の里づくり館	
2月17日(月)	館 浜	館浜体験交流センター	
2月18日(火)	江 良 1 区	パートナーシップランド	
2月19日(水)	江 良 2 区		
2月20日(木)	札 前	札前生活改善センター	
2月21日(金)	白 神	白神寿の家	
2月25日(火)	大磯・愛宕・博多	大磯町内会館	
2月27日(木)	弁天・建石	漁民センター	
3月2日(月)	荒 谷	荒谷寿の家	
	朝 日	朝日寿の家	
3月3日(火)	月 島	月島福祉の家	
	上 川	上川生活改善センター	
3月4日(水)	大 沢	大沢老人憩の家	
	松城・唐津・博多	ふれあい交流センター	
3月5日(木)	大 島 地 区	パートナーシップランド	
3月6日(金)	小 島 地 区	小島地区基幹集落センター	
3月9日(月)	豊岡・福山	町民総合センター (講義室)	
3月10日(火)	全 町		
3月11日(水)	全 町		

# 確定申告のお知らせ

令和元年(平成31年)分の所得税および復興特別所得税と令和2年度の町道民税の申告の受付を行います。

申告は、住民税を算出するうえでの基礎となるだけでなく、医療保険や介護保険などの公的サービスを受ける際の基準になりますので忘れずに申告しましょう。

2月10日(月)～  
3月11日(水)

### 申告に関するお問い合わせ

- 函館税務署  
個人課税第一部門  
☎ 0138-31-3741
- 役場 税務課  
☎ 42-2622

### 申告に必要なもの

申告する方は忘れずに持参してください。

#### ■ 印鑑

■ 口座番号がわかるもの

■ 令和元年中の収入がわかる伝票、源泉徴収票、領収書、賃金精算書、収支

決算の帳簿など

■ マイナンバーカード、通知カードなどマイナンバーが確認できるもの(申告者本人と扶養親族全員分)

■ 運転免許証、保険証など

■ 身元確認ができるもの

■ 医療費控除あるいはセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受けられる方は、必要書類

■ 国民健康保険料、その他社会保険料などの支払額が確認できるもの

■ 生命保険料・地震保険料払込証明書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など

■ 税務署から確定申告に関する書類が送付された方は、必ず受付会場に持参

■ ください。

**セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について**

この制度は、所得税や住民税が課税となる方が健康の保持増進および疫病予防に対し、一定の取組を実施している場合、その方や扶養家族の分と合わせて、「OTC医薬品」の年間購入額1万2千円を超えた額が医療費控除の特例として、所得金額から控除されるものです。（控除金額は8万8千円が限度）

▼特定健康診査、人間ドック、がん検診等の結果通知表や領収書

※②は、どれか1つでかまいません。

【注意】 通常の医療費控除制度もあり、セルフメディケーション税制といずれか一つの選択が必要です。

医療費控除制度、セルフメディケーション税制の記入用紙を、役場および各支所の窓口においています。

申告の際は、用紙にあらじめご記入のうえ、持参してください。

①セルフメディケーション税制の明細書

すべての医薬品が対象とはなりません。

対象となる「OTC医薬品」は、レシートに対象であることが表示されています。

②健康の保持増進および疫病予防への一定の取組を明らかにする書類

▼インフルエンザなど予防接種の領収書

を課せられる場合がありますので、ご注意ください。

申告の必要がない方

令和元年（平成31年）中の所得が給与だけの方で、他に収入がなく年末調整をしている方

▼年金収入のみで、年金から所得税が源泉徴収されている方

譲渡・贈与の申告

土地や建物の売買や贈与があった方は直接、税務署へ相談・申告してください。

問 函館税務署 資産課税部門

☎ 0138-31-9092

風力や太陽光の発電事業者に、土地を売却または賃貸している方

土地の売却は譲渡所得が、土地の賃貸は不動産所得が生じます。

事業者との契約書、事業者からの土地売却代金や賃借料の受領日がわかるもの（通帳など）、自分が土地を

取得した際にかかった費用がわかるもの（購入費用や測量費用など）を持参のうえ、税務署または役場税務課にご相談ください。

ネットで申告 e-Tax

e-Taxは、インターネットに接続のパソコンがあれば、税務署に出かけることなく、国税に関する各種手続きを自宅などから行うことができます。

① 国税庁ホームページから電子申告

② 添付書類の提出省略

③ 国税還付金の受け取りがスピーディ

④ 24時間利用可能

※詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.go.jp>



e-Tax 検索

記帳・帳簿書類の保存を 個人で、事業や不動産貸付などを行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方。

記帳する内容

売上などの収入金額、仕入や必要経費に関する事項について、取引の年月日・売上先・仕入先・その他の相手方の名称・金額、日々の売上・仕入・必要経費の金額など。

帳簿書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿の他に、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類も保存しなければなりません。